

第 54 号議案

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成 5 年条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「ポスター」という。）
の作成並びに大田区長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「ビ
ラ」という。）の作成」を「、法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「ビラ」と
いう。）の作成及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「ポスター」とい
う。）の作成」に改める。

第 6 条中「（大田区長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ
の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示
された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法の改正に伴い、大田区議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作
成に係る公費負担に関し、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、

この案を提出する。